

県立特別支援学校誘致に係る説明会

浦安市立明海中学校
浦安市立明海小学校
浦安市立明海南小学校

令和5年1月15日

浦安市教育委員会

開会

1 教育委員会挨拶

2 県立特別支援学校の誘致について
(教育委員会教育総務部教育政策課)

3 質疑応答

閉会

説明の流れ

- 1 県立特別支援学校誘致に係る市の取組と本市に開校する意義**
- 2 本市に必要な特別支援学校の規模について**
- 3 誘致可能施設の検証と誘致の方向性、最有力候補施設の決定について**

1 県立特別支援学校誘致に係る 市の取組と本市に開校する意義

平成20年度（2008年度）～ 現在

千葉県及び千葉県教育委員会に対して、県立特別支援学校の誘致の要望

令和元年度（2019年度）

浦安市特別支援教育のあり方に関する庁内検討委員会
浦安市特別支援教育のあり方検討報告書 作成

令和2年度（2020年度）

県立特別支援学校誘致推進委員会（庁内）

令和3年度（2021年度）

県立特別支援学校誘致推進委員会（外部委員）

なぜ本市に特別支援学校が必要なのか

本市に居住する児童生徒の主な通学先

現在、他市の特別支援学校に通学する児童生徒は100人を超えている

障がい種別	学校名	学校種	在籍者（人）
知的障がい	県立市川特別支援学校	小・中学部 高等部	68
	県立船橋特別支援学校	小学部	12
肢体不自由	県立船橋夏見特別支援学校	中学部 高等部	9
	県立市川大野特別支援学校	高等部	18

(令和4年5月1日現在)

解決したい課題

- 長時間にわたる通学時間が児童生徒本人や保護者の大きな負担となっている。
- 保護者からは「災害の時が不安」という声も聴かれる。
(学校が自宅から離れているため)
- 地域の中で子どもを育てたいという保護者の願いがある。
- 本来は、より専門性の高い特別支援学校への進学を希望する児童生徒でも、市川や船橋への通学が困難なことから市内の特別支援学級に通っている場合もある。

開校する意義－ 1

- 一人一人に応じたより専門的な教育の場ができ、**就学の選択肢**が広がる。
- 長時間の**通学の不便さが解消**される。
- 医療的ケアが必要な子どもをはじめ、様々な障がいのある**子どもたちの指導・支援の充実**が期待できる。
- 特別支援学校のセンター的機能により、**本市の教員の専門性の向上や指導力の向上**も期待できる。
- 本市の通常の学級の児童生徒と特別支援学校の児童生徒との交流が活発に行われ、それにより**お互いが社会性を養い、豊かな人間性を育む**ことにつながる。

開校する意義－ 2

- 特別支援学校に通う子どもたちにとっては、地域の様々な人々と関わることが地域社会の中で自立して生きていく力となり、積極的な社会参加につながる。
- 市内の公立学校に通う子どもたちにとっては、多様なあり方を理解し、障がいのあるなしにかかわらず共に支え合う意識の醸成につながる。

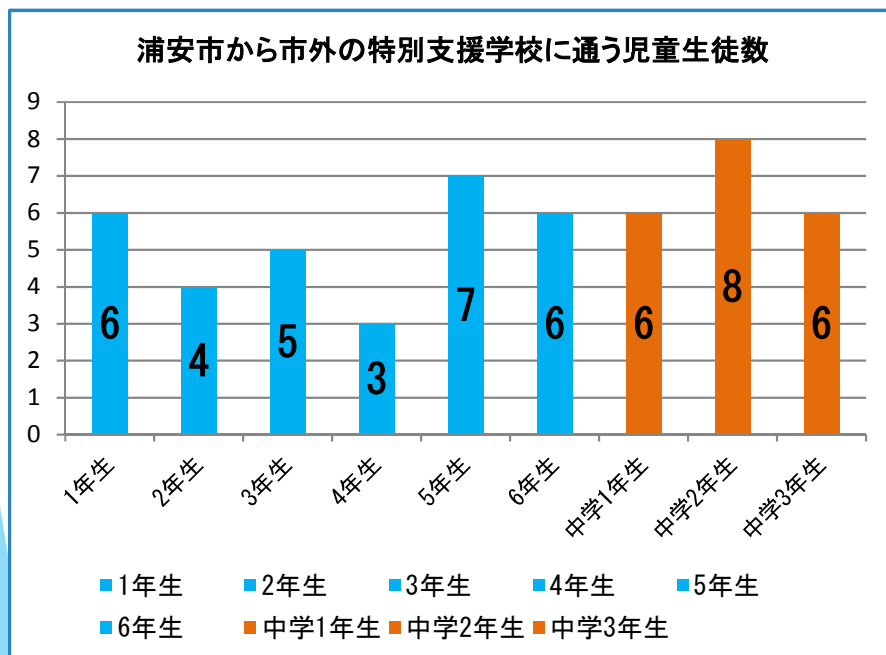
その人らしさを認めながら

共に地域で生きる「共生社会」の実現

2 本市に必要な特別支援学校の規模について

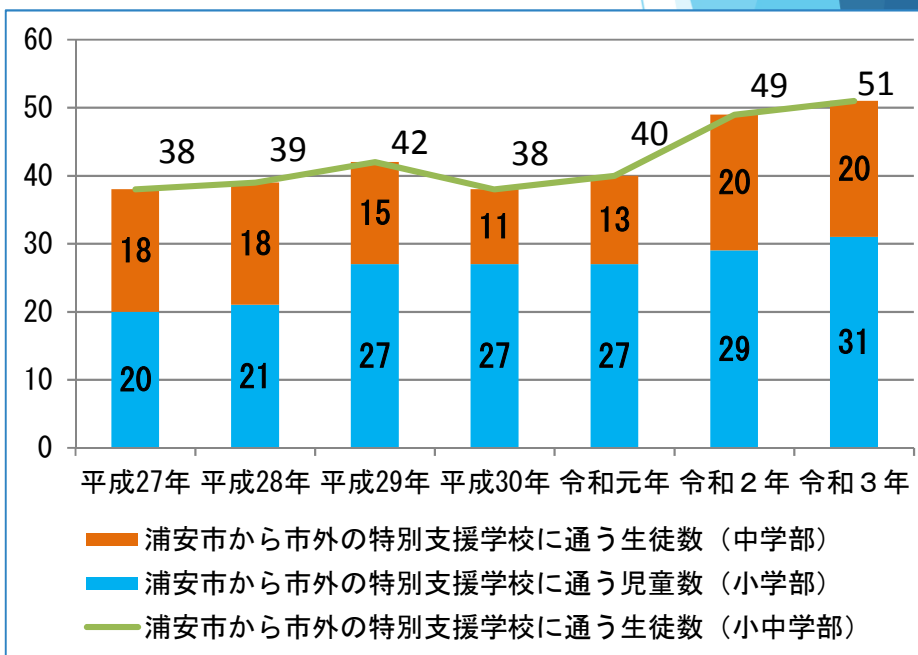
令和3年度の小中学部児童生徒数

<令和3年度 学年別>



小中学部の7年間の推移

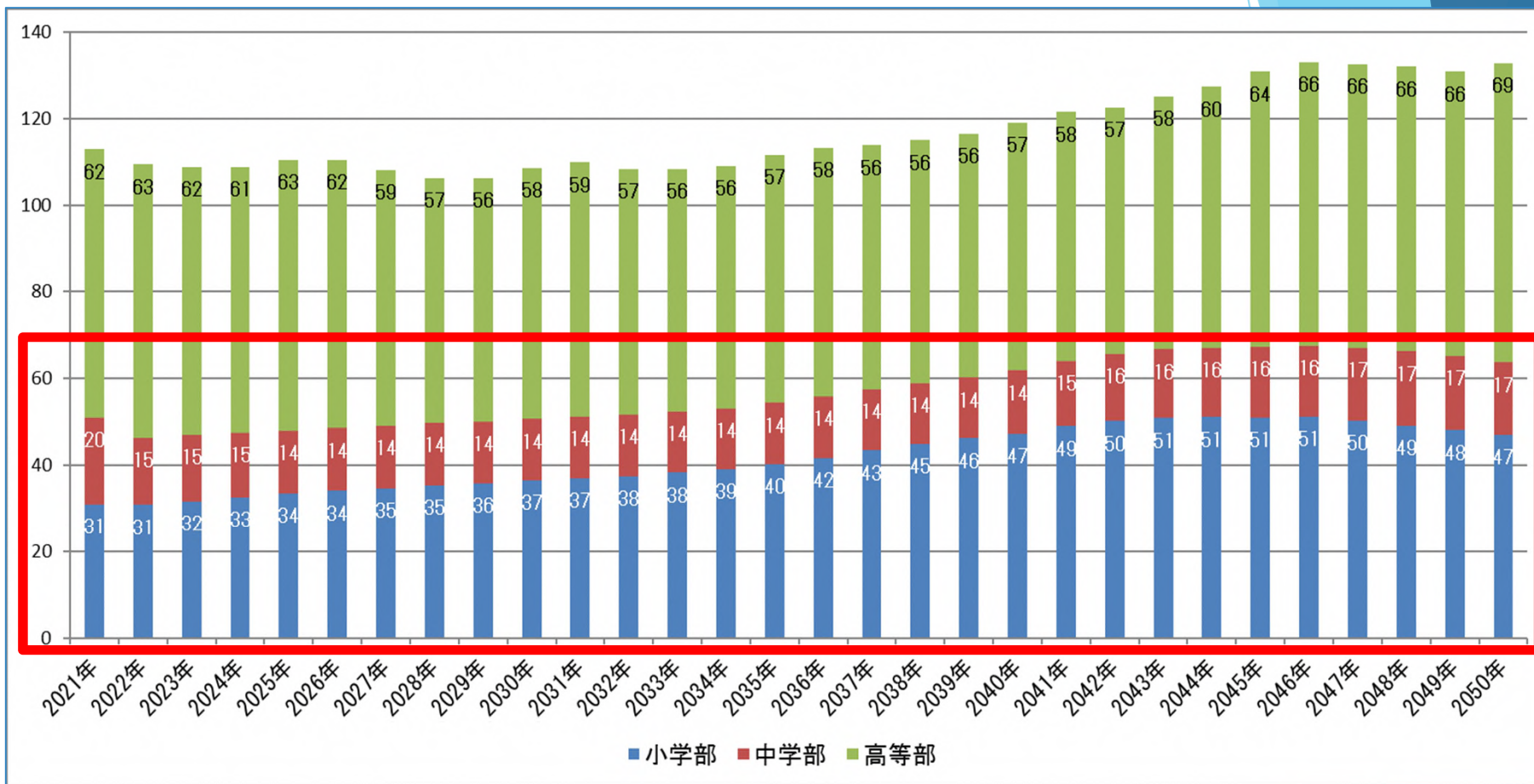
<過去7年間の推移>



第1回資料より

本市から特別支援学校に通う児童生徒数の推計

(長期推計のため、およその傾向を表すもの)



<小中学部>

50～70人程度の児童生徒が通うことができる学校規模を想定することが必要。

本市に誘致する特別支援学校に必要な教室について - 1

- 小中学部を誘致する場合において、小学部50人、中学部20人の計70人と仮定すると、最低でも小学部9学級（6人×9学級=54人）、中学部4学級（6人×4学級=24人）となり、**最小規模で計13教室は必要。**

※あくまでも最小規模であるので、この数よりも多くなることは明らか。

本市に誘致する特別支援学校に必要な教室について－ 2

- その他、自立活動室や職員室、保健室等も必要となる。
特に高等部は様々な作業室を整備する必要がある。
- 重複障がいや肢体不自由の児童生徒は、一学級の人数が3人のため、より多くの教室が必要となる。
- 既存の学校に併設する場合には、特別教室や体育館、校庭等は共用できる。

3 誘致可能施設の検証と誘致の方向性、 最有力候補施設の決定について

◎ 誘致のために検証すべき必要条件について - 1

	検証が必要な項目	検証内容
1	既存の学校の規模	既存の学校に併設する場合、特別教室や体育館・校庭を共用するため、学校規模が大きいと割り振りが難しく教育活動に支障をきたすため、検証する必要があります。
2	校舎の施設規模	浦安市在住で、特別支援学校への通学を希望する児童生徒が通学できる規模の施設を整備するために、必要な学級数分の教室や特別教室等を確保する施設規模かどうか、検証する必要があります。

◎ 誘致のために検証すべき必要条件について - 2

	検証が必要な項目	検証内容
3	駐車場等	特別支援学校はスクールバスでの送迎を行ったり、放課後デイサービスの車が迎えに来たりするため、バス乗降場所の整備や駐車スペースが必要なため、検証する必要があります。
4	安全面の検証	スクールバス通行に関わる児童生徒の安全の観点で、バス等の動線や道路の状況について、検証する必要があります。
5	施設の拡張性	一般的に特別支援学校開校後に児童生徒数は増加する傾向があるため、施設に余裕があるまたは、増築する余地がある施設かどうかを検証する必要があります。

◎ 特別支援学校の必要教室数（見込み）

※現在までの特別支援学校に通学する児童生徒数から、令和8年度の状況を推計

学校種	児童生徒数	重複児童生徒数 (内数)	学級数 最大 () は重複 (内数)	学級数 最小	最大学級数における上限人数
小学部	41人	(9~11人)	14 (4)	9 (3)	72人
中学部	19人	(2人)	6 (1)	4 (1)	33人
高等部	46人	(9人)	10 (3)	8 (3)	65人
小中学部計	60人	(11~13人)	20 (5)	13 (4)	105人
小中高等部計	106人	(20~22人)	30 (8)	21 (7)	170人

通学するすべての児童生徒が通学できる施設を検討する観点から、以上の**最大学級数をもとに**、特別支援学校が誘致可能な施設規模について検証

◎ 誘致施設候補選定の基本的な考え方

1 学校統合によって空いた校舎を利用する

(統合型)

2 児童生徒の減少による空き教室を活用する

(併設型)

3 市内小中学校以外の施設の活用

1 学校統合によって空いた校舎を利用する（統合型）

- ・「浦安市学校規模適正化基本方針」より、小規模校対策が必要とされる学校であること
- ・統合先の学校が、統合される学校の児童生徒を受け入れられるキャパシティが必要

学校	使用可能 (保有) 教室数 A	使用可能教室数－必要教室数						その他条件	
		小学部のみ A－14		小中学部 A－20		小中高等部 A－30		普通教室以外の 確保	
								小	小中
N小学校 (明海小)	21	7	◎	1	○	-9	×	◎	○
F小学校 (美浜北小)	19	5	◎	-1	△	-11	×	◎	△

2 児童生徒の減少による空き教室を活用する（併設型）

- ・ 特別支援学校を設置できるだけの空き教室数が必要

小中学校	使用可能 教室数	通常学級数 推計	余裕 教室数		評価			
		令和8年 2026年			必要教室 数14教室 の確保	その他諸 室の確保	必要教室 数20室の 確保	その他諸 室の確保
		A			B	C (A-B)	合計	小学部 (C-14)
H小学校 (明海南小)	28	6	22	32	◎	◎	◎	○
M中学校 (明海中)	16	6	10					

第3回資料より

3 市内小中学校以外の施設の活用

ー まちづくり活動プラザ ー (旧入船北小学校)

- ・ 必要教室数を確保できない。
- ・ 令和7年度末まで現在の事業者が使用することになっており、その後の活用については未定

ー 市内県立高等学校 ー (浦安高校、浦安南高校)

- ・ 「県立高校改革推進プラン」(令和4年3月策定)の中で、市内県立高校の再編について具体的な言及はされていない。

誘致候補施設の評価

施設規模

開校スケジュール

県と協議の上 まとまった本市への誘致方針

**【誘致施設】 明海南小学校・明海中学校合築校舎の
空き教室を活用する。**

【誘致学部】 小学部と中学部

【障がい種別】 知的障がい及び肢体不自由

【開校年度予定】 令和9年度の開校

**※以上の内容は正式な決定ではありません。今後、県として上記方針を
もとに計画を進め、議会で承認を得ていきます。**